

# 一般社団法人 東京都医療ソーシャルワーカー協会

## 災害支援対策規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規定は、東京都及び他県協会において災害が発生した場合の当協会の基本方針、災害対策本部、協会役員及び会員の行動ガイドラインを定めることにより、災害時において当協会が他県協会及び行政等関係機関の要請に応え、かつ協力し、その活動において社会的責任を果たすことを目的とする。

#### (基本方針)

第2条 当協会及び会員は、災害発生時に適切な対応がとれるよう、平常時から必要な準備を行う。また、災害発生時には下記の通り必要な対策を実施する。

- (1) 当協会は、行政等関係機関との調整及び災害対策本部の設置、当該被災地域の情報収集及び情報発信を行い、当該被災地域の早期復旧・復興を図る。
- (2) 当協会会員は、当協会が行う災害支援活動に協力する。

### 第2章 平常時における準備

#### (防災対策)

第3条 当協会は、災害対策に関する基本方針に基づき、下記の通り必要な防災対策を実施する。

- (1) 行政等関係機関との連絡調整、本規定等の定期的な見直し、また、事務局においては防災対策物品の購入、備蓄（ヘルメット、ランタン、保存水、簡易トイレ、軍手、電池、非常食等、賞味期限など状態確認を年1回行う）等、防災対策活動を推進する。
- (2) 災害により各ブロックの該当地域が被災した場合、被災したブロックとの連絡が迅速に行えるように連絡体制を整備する。
- (3) 当協会では災害発生時において、協会運営やデータ管理等の支障を最小限に食い止める為に、その対策として当協会が会員情報などのデータ管理のシステムなどを平常時から業務委託している株式会社エルテクニカ（代表取締役 遠藤宗克）と協定関係を結び、災害発生によって現事務所が使用できなくなった際に、八王子市内にある株式会社エルテクニカが所有する店舗内のスペース（パソコンおよびプリンター等の設備あり）の提供を受け、臨時の事務所をここに構えて事務局の業務をここで遂行する。

また、その際は当協会が電話とFAXの専用回線が確保できるまでの間の非常時対応として、株式会社エルテクニカの代表電話とFAXを共用使用できることとなっている。

※株式会社エルテクニカの概要（災害発生時の臨時の当協会事務所）

〒192-0063 東京都八王子市元横山町2-9-19

TEL 042-642-3191 FAX 042-642-3190

(会員が行う準備)

第4条 会員は、平常時から当協会の防災対策活動、ならびに各所属ブロックの防災対策活動に協力し、また第7条に定める災害支援活動に対応できる体制整備に協力する。

### 第3章 災害発生時における体制

(災害対策本部の設置)

第5条 当協会会長は、次の各号に掲げる場合において、直ちに当協会内に災害対策本部を設置する。

- (1) 東京都内において災害救助法適応災害が発生、または発生するおそれのある場合
- (2) 行政等関係機関により、災害支援活動の要請があった場合
- (3) 会員からの災害派遣要請があった場合
- (4) 他県協会の要請、その他会長が必要と認めた場合

(災害対策本部の組織)

第6条 災害対策本部は、当協会三役、理事及び、災害支援対策委員、事務局により組織する。

- (1) 災害対策本部長は会長とし、本部を統括し指揮監督する。
- (2) 副本部長は副会長、及び災害対策委員長とし、本部長を補佐するとともに災害派遣活動を掌握する。

(災害対策本部の業務)

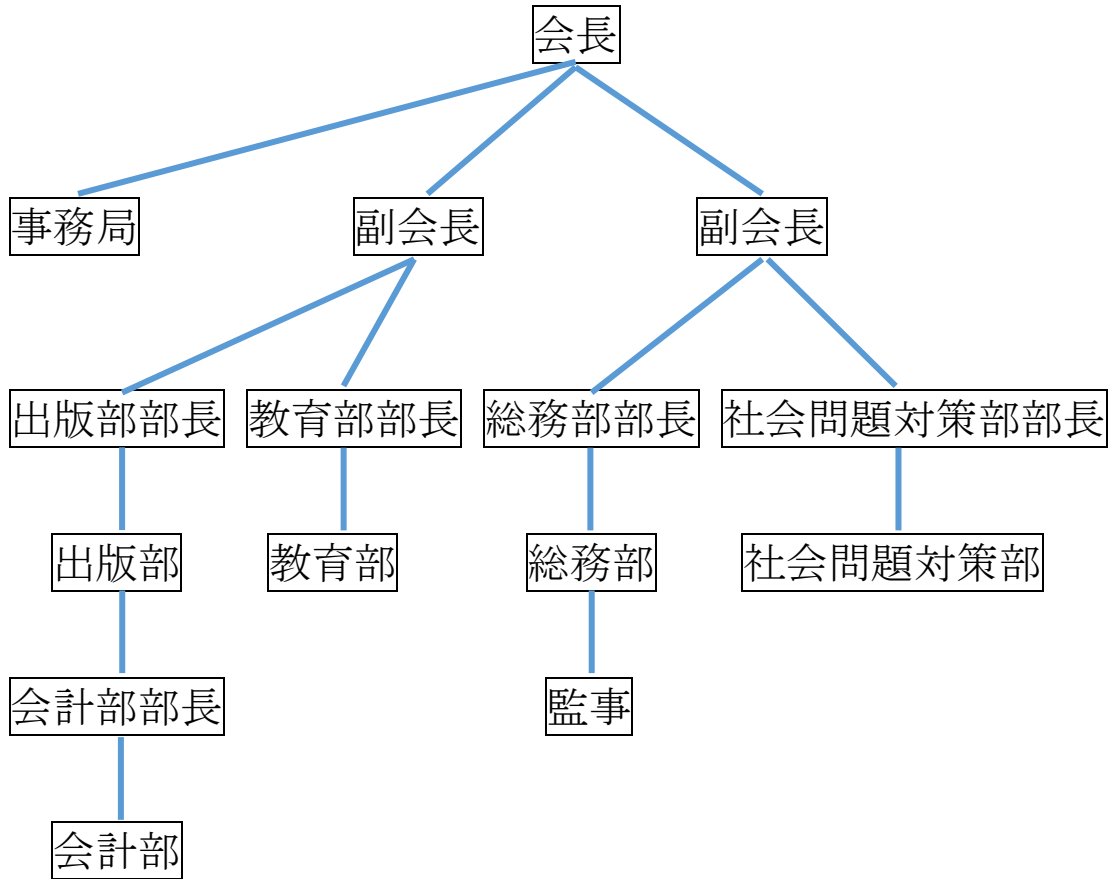
第7条 災害対策本部に総務班と災害活動班を置く。

(1) 総務班は、事務局と総務部理事で構成し、災害発生直後の情報収集並びに広報活動の推進に努める。

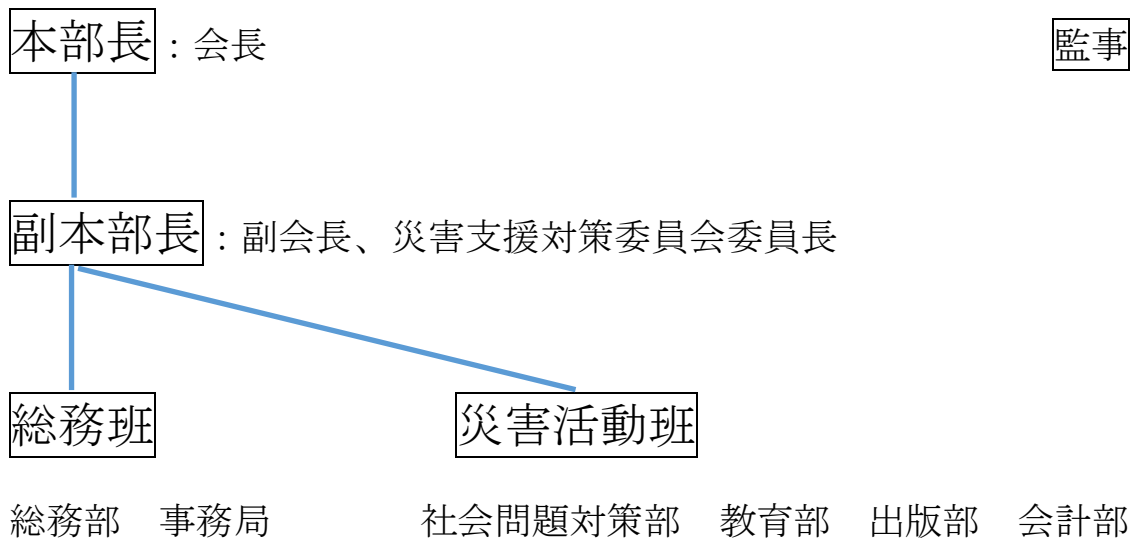
(2) 災害活動班は、総務班を除いた理事及び災害支援対策委員で構成し、行政等関係機関からの災害支援活動の要請に対応、または当協会として必要と判断した活動を遂行するため、会員へ協力を仰ぎ、災害派遣チームの編成等を行う。

(3) 想定される被災状況に応じて立案した災害支援体制の方針を関係機関及び団体へ周知するとともに、災害の規模に応じて通信等の必要な経費を計上し整備する。

【災害時緊急連絡体制】



【災害対策本部組織図】



## 災害支援対策委員会委員

(会員の責務)

第8条 (1) 会員が所属する保健医療機関が被災した場合には、出来る限り速やかに被災状況及び支援要請の有無を報告する。

(2) 会員は、可能な限り災害派遣チームへ参加、または災害支援活動へ協力する。

### 第4章その他

(災害協定等)

第9条 当協会が、行政等関係機関と災害協定締結を行う場合、本ガイドラインのほか、各協定に定められた事項に基づき対応する。

(災害支援対策ガイドラインの策定)

第10条 本規定を補完するために、次に掲げる災害時行動ガイドラインを別に策定する。

- ・「災害時行動ガイドライン・災害対策本部編」
- ・「災害時行動ガイドライン・会員編」

(規定の見直し)

第11条 本規定の見直しは、災害支援対策委員会にて協議し、理事会にて決定する。

(附則)

本規定は、2018年10月1日より施行する。

改定 2023年3月31日